



ご用心！ 災害に便乗した悪質商法



お父さん

お父さん：この前の豪雨で雨どいが壊れたんだ。訪問してきた業者が「火災保険で修理できる。手続きも代行する」って言うから、お願いしようかな。

ケロちゃん：ちょっとまってケロ！全国で地震・台風などの災害時を狙った悪質商法が流行っているケロ！火災保険で修理できると勧誘し、実際は保険支払い対象外で全額自己負担になった例もあるケロ。業者が勧誘に来てもすぐに契約してはダメだケロ！ちゃんと確認してからにしてケロ！



県消費生活センター
キャラクター
消費者教育推進大使
“ケロちゃん”

◇相談事例◇

- 日に3～4回も訪問され屋根の吹き替え工事契約を迫られた。
- 経年劣化の場合は保険適用がされないにもかかわらず、保険金で修繕できるかのよう^にに勧誘された。
- 見積もりのために業者を呼んだら勝手に屋根にブルーシートをかけられ高額な作業料金を提示された。
- 無料点検後に「このまま放置すると雨漏りがする」言われ高額な契約をさせられた。

◇アドバイス◇



契約を迫られてもその場では決めず慎重にしてケロ。契約後でもクーリング・オフができる場合があるケロ。災害発生地域だけが狙われるとは限らないケロ。市役所などをかたり義援金を求める詐欺も報告されているケロ。困った時はすぐにお近くの消費生活相談窓口、または

『消費者ホットライン188(いやや)番』まで相談してください。

9月・10月の消費生活法律相談日

業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	9月 9日(水)	14:30～16:30	023-624-0999
	10月 7日(水)		

まだまだ
多い!?

物干しざおの移動販売トラブル



◎物干しざおの移動販売に関する相談が依然として多く寄せられています。

事例：物干しざおが古くなったので、車で近所を回っていた移動販売を呼び止めた。値段を聞くと「ニーキュッパ」だということで、**2,980円**だと思い**2本注文**したら、**59,000円**を請求された。

購入前に「1本〇〇円」と明確な販売価格を確認しましょう。納得できない場合はその場でお金を払わないようにしましょう。無理やり支払いを求められた場合は、周囲の人や警察に助けを求めましょう。契約の取り消しが可能な場合もあります。困ったときはお近くの消費生活相談窓口または**消費者ホットライン188(いやや)番**までご相談ください。



始めよう！新しい生活様式



県では、新型コロナウイルス感染防止の基本となる「新しい生活様式」の普及・定着を推進しています。「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」の継続など、「新しい生活様式」を実践しましょう。

※詳しくは県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関連するポータルサイト」でご確認ください。

ケロちゃんも
やってるケロ!



感染が流行している地域への移動は控える



手洗い・消毒・咳エチケット・こまめに換気の徹底



食事は持ち帰りや出前、宅配も活用



買い物は少人数で短時間で。通販も利用。



娯楽・スポーツは、すいてる時間・場所を選ぶ。



公共交通機関では会話は控えめに。




山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1 (山形県庁2階)

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で 



消費者ホットライン <188番> もご利用ください。